

容量確保契約金額に係る収入金課税事業者割合について

- 法人事業税の税制改正（※）に伴い、地方税法附則第九条第二十四項が定められましたので、本機関では、**収入金課税事業者割合を公表**します。
- 対象実需給年度2024年度における**収入金課税事業者割合は97%**です。
- 収入金課税事業者割合は以下のように算定されます。

$$\text{収入金課税事業者割合} = \frac{\text{収入金課税事業者の容量確保契約金額(消費税抜)}}{\text{全事業者の容量確保契約金額(消費税抜)}}$$

- 容量確保契約金額は、税区分判断時点の金額(**年1回算定**)とします。
- 収入金課税事業者割合は、**全国単一値**とします。
- 納税方法については、本機関では所管しておりませんので各自治体にご確認ください。
- また、当該割合を用いて、事業税収入割の課税標準である収入金額から控除できる金額を算定することを想定しておりますが、具体的な方法については、専任の税理士や納付自治体へご確認ください。

(参考) 参照条文

■ 地方税法附則第九条第二十四項

電気供給業を行う法人が広域的運営推進機関に対して電気事業法第二十八条の四十第一項第五号に掲げる業務に係る対価を支払い、かつ、広域的運営推進機関が収入金額に対する事業税を課される他の電気供給業を行う法人に対して当該対価に相当する金額を原資として電気の供給能力の確保に係る対価を支払う場合における当該業務に係る対価の支払をする法人の第七十二条の十二第四号の各事業年度の収入金額は、令和六年四月一日から令和九年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の二第一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。